

調査報告

「外国人市民のための日本社会適応・定着プログラム」の 開発のためのニーズ調査報告

志村 恵・深澤 のぞみ・阿部 愛沙大

キーワード：外国人受け入れ，社会適応プログラム，日本事情，改正入管法，日本語教室

要 旨

改正入管法の施行後外国人就労者が増加すると思われるが、日本社会への適応について十分な議論がされていない。筆者らはドイツのオリエンテーションコースを模した日本版「社会適応・定着プログラム」の開発を目指しており、準備として日本の社会や制度についてニーズ調査を行った。調査対象は国際交流団体の日本語教室の参加者で、回答数は 76 名。分析の結果、ニーズ・知識共に滞在年数 3 年未満と 3 年以上で有意差がなかった。これは滞在年数が長くても、ニーズが自動的に満たされないことを示しており、適切なカリキュラムが必要であることがわかった。一方、在留資格や家族・子どもの有無によって、ニーズや情報量が異なることも分かった。開発にあたっては、コア・モジュールと選択モジュールを組み合わせる工夫等が必要である。また今回の回答は自己評価に拠ったもので、必要で正確な知識が得られているか分からない。今後この点を考慮した質的調査を行いたい。

1. はじめに

日本においては、十分な議論や現状分析が行われない中、第 197 回国会（臨時会）において、2018 年 12 月 18 日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決され、2019 年 4 月 1 日施行された。この改正によって、新たに特定技能 1 号・2 号という在留資格が創設された。特定技能 1 号は「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する」¹⁾ 者であり、介護業やビルクリーニング業等、14 の特定分野で受け入れが可能である²⁾。特定技能 2 号は「熟練した技能を要する業務に従事する」¹⁾ 者で、建設及び造船・舶用工業の 2 分野でのみ受け入れが可能である²⁾。特定技能 1 号においては家族の帯同が認めら

れず、期間も最長5年であるが、特定技能2号では家族の帯同が一定の条件を満たせば認められ、また在留期間も更新がさらに5年まで認められることとなった。この制度の是非は置き、この改正によって、今後日本においても長期滞在あるいは定住を志向する外国人が増大することは容易に想像できる。

一方、この新しい制度の下でも、特定技能外国人に対する支援策の整備が求められている。たとえば受入れ機関に対しては、支援計画を作成し、その支援計画に基づいて、特に特定技能1号外国人に対して、「日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施すること」が求められている。すなわち、「生活のための日本語習得の支援」の他、「入国前の生活ガイダンスの提供」や「外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施」等が求められているのである³⁾。日本でもこれまで中国帰国者やインドシナ難民への適応指導の経験があり、また国立国語研究所が行なった「生活のための日本語」に関する全国調査と外国人のニーズに基づく具体的な日本語の学習項目リストなども存在する⁴⁾。しかし、現状としては外国人の日本への適応や日本語習得のための具体的なカリキュラムや時間数、レベル等を定めた全国統一の研修コースは実施されていない⁵⁾。

他方、よく知られているようにドイツは、「事実上の移民国家」あるいは「統計上の移民国家」と呼ばれつつ、永らく「移民国家」であることを否定してきたが（近藤2007：6以下）、ようやく2005年の「移民法」（Zuwanderungsgesetz）の制定により、より積極的な統合政策をとるようになった。また、その枠組みのもと、特にドイツ語及びドイツ事情教育に力を入れ、現在ではドイツ語の語学コース（600時間。必要な場合は900時間）とドイツの社会・政治・文化についてのコース（「オリエンテーションコース」（Orientierungskurs）と呼ばれ、現行では100時間）を併せた「統合コース」（Integrationskurs）⁶⁾の受講が該当する者には義務づけられている⁷⁾。

筆者らは、このドイツの「オリエンテーションコース」を参考に、永住や定着を志向する就労者としての外国人市民の社会統合を進め、社会参加の意識涵養を図るための「日本社会適応・定着プログラム」の開発を目指しているが、今回その準備作業として、日本の社会や制度について外国人市民がどのようなニーズを感じているのか、そして実際にどの程度の知識を有しているのか調査した。なお、すでに外国人集住都市会議等による実態調査が多くあるが、日系人対象が多い傾向にあり⁸⁾、本研究では外国人散在地域でのニーズ調査を行うことにした。

2. 調査の方法・概要

調査は、2018年10月から翌年2月にかけて、散在地域であるA市及びA市近隣の2都市（合

計3都市)にある国際交流団体が主催する日本語教室(合計4か所)に参加している外国にルーツを持つ市民を対象に行った。アンケート⁹⁾は、日本語(漢字にはルビを付した)、英語、中国語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語の6か国語の調査紙を用意し、日本語教室の担当者に依頼して、日本語教室において手渡し、十分にアンケートの趣旨と倫理的な配慮について説明を行った後、記入・回収してもらった。最終的には76人がアンケートに同意し、調査紙及び同意書に記入し、提出した。

アンケート調査は大きく3つの部分に分かれている。まず、属性(Q.1性別、Q.2年齢、Q.3国籍、Q.4母語)を問うた後、在留目的と長期滞在あるいは定住を志向しているかを測るために在留資格(Q.5)、日本での通算滞在年数(Q.6)、今後の日本滞在の予定(Q.7)、家族との同居(Q.8、Q.9)について質問した。次に、日本語力(Q.10)や日本語の学習状況(Q.11、Q.12)、日本語の使用状況(Q.13、Q.14)などについて質問した。さらに、今回のアンケート調査の主目的である日本の社会や制度等についてどの程度知りたいかというニーズの設問(Q.17)と現在どの程度知識を持っているかという設問(Q.18)に4件法で回答してもらった¹⁰⁾。以下、日本に住むために必要と思う事項のニーズと知識の自己評価についての項目を第1表にまとめる。またこれに加え、「あなたは日本語教室などで日本語を学ぶとき、日本語の学習の他にやりたいことはありますか？」(Q.19)と、日本語の学習以外にやってみたいことについても尋ねた。

第1表 ニーズ及び知識量に関する項目の概要

日本に住むために必要と思う知識や事項	日本の地理、日本の歴史、日本の政治の制度、日本の教育の制度、日本の医療の制度、日本の福祉の制度、日本の年金の制度、日本の労働法について、日本の家族・結婚の制度、日本の子育ての制度、在留資格や帰化の仕方、町内会や自治会の活動、地域の行事、日ごろの近所の人とのつき合い、防災について、交通ルール、生活ルール、食習慣、宗教や宗教行事、日本人の友だちや知り合い、その他
現在の知識量	同上(ただし「日ごろの近所の人とのつき合い」と「日本人の友だちや知り合い」を除く)
日本語の学習以外にしたいこと	遠足(博物館や歴史的な記念物など)、地域の人たちとの交流、保育園・幼稚園や学校の子ども・生徒との交流、医療施設(病院など)の見学、福祉施設(老人ホームなど)の見学、行政施設(市役所、労働局など)の見学、工場や商業施設の見学、その他

3. 調査の結果

3.1. 対象者の属性について

第2表に対象者の基本的な属性と在留資格や家族状況に関する質問項目の結果をまとめる。

第2表 対象者の属性の回答結果1

Q1 性別	男性37名 (48.7%)、女性38名 (50.0%)、未記入1名 (1.3%)
Q2 年齢	30代34名(44.7%)、20代19名 (25.0%)、40代12名 (15.8%)、19歳以下7名 (9.2%)、50代4名 (5.3%)
Q3 国籍	ベトナム22名 (28.9%)、インドネシア11名 (14.5%)、中国11名 (14.5%)、ブラジル10名 (13.2%)、フィリピン・韓国6名 (7.9%)、韓国5名 (6.6%)、その他10名 (13.2%)
Q4 母語	ベトナム語22名 (28.9%)、中国語とインドネシア語11名 (15.7%)、韓国語6名 (7.9%)、英語とタガログ語各3名 (3.9%)、その他10名 (13.2%)、未記入1名 (1.3%)
Q5 在留資格	定住24名(31.6%)、技能実習16名 (21.1%)、永住8名 (10.5%)、配偶者5名 (6.6%)、「技能」3名 (3.9%)、その他17名 (22.4%)、未記入2名(2.4%)
Q6 滞在年数	1年未満10名 (13.2%)、1年以上2年未満18名 (23.7%)、2～3年12名 (15.8%)、3～4年9名 (11.8%)、4～5年5名 (6.6%)、5～10年13名 (17.1%)、10年以上8名 (10.5%)、未記入1名 (1.3%)
Q7 予定滞在年数	1年後4名 (5.3%)、2年後10名 (13.2%)、3年後5名 (6.6%)、4年後2名 (2.6%)、5年後1名 (1.3%)、永住希望3名 (3.9%)、わからない44名 (57.9%)、不明3名 (3.9%)、未記入4名 (5.3%)
Q8・Q9 家族同居及び同居家族	同居している51名 (67.1%)、同居していない24名 (31.6%)、未記入1名 (1.3%) 配偶者37名 (家族と滞在している者の72.5%)、子ども32名 (同62.7%)、親9名 (同17.6%)、兄弟2名 (同3.9%)

滞在年数や予定滞在年数に関しては、当然ながら在留資格の種類や法的制限などに関連していると考えられる。

次に、日本語能力や学習意欲が社会定着やニーズのあり方に大きな影響を与えると思われるので、属性に関する質問事項の後、日本語能力や日本語の学習状況についての質問を設定した。第3表にその結果をまとめる。

第3表 対象者の属性の回答結果2

Q10 日本語能力	日本語能力試験の資格保持者24名 (31.6%) : N1とN2各4名 (資格保持者の16.7%)、N3 10名 (41.7%)、N4 3名 (同12.5%)、N5 1名 (同4.2%)、等級不明2名 (同8.3%)
Q11 日本語学習	日本語を学んでいる72名 (94.7%)、学んでいない4名 (5.3%)
Q12 日本語学習の目的	生活で必要だから50名 (日本語を学んでいる者の69.4%)、将来のため29名(同40.3%)、仕事で必要だから27名(同37.5%)、その他2名 (同2.8%)
Q13 日常での日本語の使用	よく使う43名 (56.6%)、ときどき使う25名 (32.9%)、あまり使わない8名 (10.5%)、使わない0名 (0%)
Q14 家族と日本語での会話	よく話す9名 (11.8%)、ときどき話す23名 (30.3%)、あまり話さない17名 (22.4%)、ほとんど話さない19名 (25.0%)、未記入7名 (9.2%)、不明1名 (1.3%)
Q15 日本人との交流	ある47名 (61.8%)、少しある23名 (30.3%)、あまりない3名 (3.9%)、ほとんどない2名 (2.6%)、未記入1名 (1.3%)
Q16 交流の日本人相手	会社や工場の人46名 (交流がある、少しある者の65.7%)、国際交流協会や日本語教室の人43名 (同61.4%)、近所の人22名 (同31.4%)、お店の人19名 (同27.1%)、学校の人14名 (同20.0%) その他10名 (同14.3%)、未記入2名 (同2.9%)

これらを見ると、国際交流団体の日本語教室でアンケート調査を行った関係もあり、日本語学習を現在も続けているという回答が多く、また基本的には職場や国際交流協会の人たちとの交流を中心に、多くの人が日常的に日本語を使用していることが示された。

3.2. 日本に住むために必要と思う情報のニーズに関する結果

今回のアンケート調査の主目的は、日本に住むために必要な日本の社会や制度についての情報に関するニーズ調査である。本節ではそれらの設問の結果について述べる。

設問 Q. 17 は、「あなたが日本に住んでいく上で必要だと思うもの・ことはなんですか? とニーズに関して問うものであり、回答項目は、前述の表 1 に詳細を示したように、「日本の地理」、「日本の教育の制度」、「日本の医療の制度（保険と健康診断など）」、「日本の福祉の制度（障がい者や老人介護など）」、「日本の労働法について（休暇、超勤、労災など）」、「在留資格や帰化の仕方」、「町内会や自治会の活動（ごみ当番など）」、「交通ルール」、「生活ルール（ごみの分別や騒音など）」など 20 項目であった。回答方法は、「とても必要」、「まあまあ必要」、「あまり必要でない」、「必要でない」の 4 件法で、「とても必要」から「必要でない」まで順に 4 点から 1 点を付与して分析した。また、「その他」を選択した場合には具体的なニーズについて記載できるようにした。第 4 表にその結果を示す。

第 4 表 日本に住むために必要と思う情報のニーズ

項目	1 日本の地理	2 日本の歴史	3 政治制度	4 教育制度	5 医療制度
平均値 (標準偏差)	3.12 (0.61)	2.86 (0.66)	3.05 (0.74)	3.55 (0.64)	3.83 (0.38)
項目	6 福祉制度	7 年金制度	8 労働法	9 家族結婚制度	10 子育て制度
平均値 (標準偏差)	3.47 (0.74)	3.45 (0.77)	3.59 (0.59)	3.07 (0.78)	3.57 (0.64)
項目	11 在留資格帰化	12 町内会	13 近所付き合い	14 防災	15 交通ルール
平均値 (標準偏差)	3.57 (0.75)	3.47 (0.64)	3.19 (0.78)	3.66 (0.57)	3.75 (0.46)
項目	16 生活ルール	17 食習慣	18 宗教	19 友達知り合い	
平均値 (標準偏差)	3.72 (0.50)	3.23 (0.64)	2.62 (0.84)	3.49 (0.60)	

3.3. 日本に住むために必要と思う知識の自己評価量に関する結果

次に、日本の社会や制度について実際に得ていると回答者が自己評価する知識の程度に関して質問した。第 5 表にその結果を示す。

第5表 日本に住むために必要と思う知識の量

項目	1 日本の地理	2 日本の歴史	3 政治制度	4 教育制度	5 医療制度
平均値 (標準偏差)	2.63 (0.62)	2.34 (0.74)	2.07 (0.73)	2.61 (0.76)	2.63 (0.74)
項目	6 福祉制度	7 年金制度	8 労働法	9 家族結婚制度	10 子育て制度
平均値 (標準偏差)	2.24 (0.94)	2.36 (1.02)	2.11 (0.85)	2.50 (0.79)	2.24 (0.94)
項目	11 在留資格帰化	12 町内会	13 近所付き合い	14 防災	15 交通ルール
平均値 (標準偏差)	2.45 (0.91)	2.50 (0.90)	-	2.64 (0.84)	2.96 (0.81)
項目	16 生活ルール	17 食習慣	18 宗教	19 友達知り合い	
平均値 (標準偏差)	3.28 (0.70)	2.87 (0.80)	2.03 (0.81)	-	

「あなたは日本のことについて知っていますか?」という問い (Q. 18) に対して、前節の 3.2 と同様に、それぞれ「よく知っている」、「少し知っている」、「ほとんど知らない」、「あまり知らない」の4件法で、「よく知っている」から「あまり知らない」まで順に4点から1点で回答してもらった。また、「その他」を選択した人には具体的な内容を記載できるようにした。なお、ニーズに関する項目の13「日ごろの近所の人とのつき合い」と19「日本人の友だちや知り合い」は、ここ (Q. 18) では省略した。

3.4. 日本学習以外で行いたいことに関する結果

最後に尋ねたのは、「あなたは日本語教室などで日本語を学ぶとき、日本語の学習の他やりたいことはありますか?」(Q. 19)である。これはドイツの統合コースにおいて社会見学や遠足がカリキュラムに組み込まれていることに倣ったものであるが、日本語学習者を教室外における学習へと送り出し、より自発的な学習や自主的な社会参加へと促していく必要性を筆者らが感じているからである。以下、第6表にその結果を示す。

第6表 日本語教室で日本語以外にしたいこと

項目	1 遠足	2 地域の人との交流	3 保育園や学校の子供との交流	4 医療施設見学
平均値 (標準偏差)	3.08 (0.82)	3.22 (0.70)	2.84 (0.91)	2.8 (0.99)
項目	5 福祉施設見学	6 行政施設見学	7 工場、商業施設見学	
平均値 (標準偏差)	2.74 (0.92)	2.78 (0.94)	2.94 (1.02)	

4. 考察

ここまで述べてきたアンケート調査の結果をもとに、本章では、日本に居住する外国人が知る必要があると考えているニーズと実際に得ていると思っている知識の量を比較して、その特徴を明らかにし、その上で、日本版「社会適応・定着プログラム」の開発のために必要な観点について検討する。

4.1. 調査結果に関する全般的考察

本研究では、各質問項目について、ニーズ（回答者が日本の生活に必要と思うかどうか）の高低と知識量（回答者自身が質問項目に関して持っている知識量）の多寡を、項目ごとの回答の平均値を用いて整理した。なお、今回はニーズの高低、知識量の多寡を判断するための基準をそれぞれの全体の平均値（ニーズ3.39、知識量2.49）とした。

比較的ニーズは高いが、知識量が少ない項目は、福祉・年金の制度、労働法で、比較的ニーズが高く、知識量も多い項目は、教育・医療制度、交通・生活ルール、防災等であった。また、日本の歴史、政治・家族結婚制度、宗教はニーズが低く、知識量も少ない、地理、食習慣はニーズが低く、知識量が多いという結果になった。この結果から、必要だと思う情報は自分でも努力して情報を得ている状況がうかがえる一方で、必要だと思っているにもかかわらず、独力では手に入れたい情報があるということも考えられる。加えて、特にニーズが高い項目は、医療制度、生活・交通ルール、防災などで、ニーズと知識量の差が比較的大きい項目は、医療・福祉・年金制度や労働法などであった。これらは、日本社会で市民生活を営むうえで必要不可欠な情報である。このような情報が適切に得られる仕組みを整えることが重要であると思われる。

一方、今回の結果においてニーズが低かった歴史、政治制度、宗教等は、ドイツにおけるオリエンテーションコースでは、主要なトピックとして扱われている。日本社会における生活にあってはまずは医療制度や防災、生活ルール等、緊急性が高い項目についての個人的なニーズを満たしていく必要があると考えられるが、今後、日本においても移民の統合に本格的に取り組んでいく際には、歴史や社会的責任について、あるいは民主主義的な価値観の共有など、社会的なニーズに関わる項目についても検討していく必要があるのではないだろうか。

4.2. 回答者の滞在年数による特徴

本項では、まず日本に居住する年数によってニーズと実際の知識量に差があるのかどうかを、統計的手法を用いて明らかにすることにした。

具体的には、まずアンケート調査の結果を、3年未満の滞在者と3年以上の滞在者に分け、ニーズと知識量のそれぞれについて二つのグループの平均の差をt検定を用いて分析した。対象者は、3年未満の滞在者が40名、3年以上の滞在者が35名、不明が1名であった。

項目ごとの平均値について、滞在年数により異なりがあるかどうかt検定を用いて検証した結果、全ての項目について有意差が見られなかった。ただし、ニーズのうち「年金制度」と「子育て制度」については有意傾向が見られた。

以上により、日本に着いて間もない人と滞在期間が長い人との間には、「年金制度」や「子育て制度」に関して滞在が長くなるにつれ若干関心が高まる傾向がある以外には、ニーズと情報量の差がほとんど見られないことが分かった。ここから、日本に長く生活しているからと言って、日常生活を送るためのニーズが満たされるわけではない、あるいは満たされていないと感じている、生活に必要な情報が自然と得られるわけではないということが言える。つまり、現状では、外国人市民が生活に必要な不可欠な情報を効率的に得るための仕組みが整っていない、あるいはあったとしても周知されておらず、十分に機能していないと推測することができる。すなわち、ニーズがあっても適切な情報を得る手立てがなく無為に過ごさざるを得ないような外国人市民が少なからず存在すると思われるのである。従って、日本の社会や制度を学ぶプログラムを開発することには大きな意義があると考えられる。

4.3. 回答者の在留資格による特徴

次に、技能実習生とそれ以外の在留資格保持者による異なりを調べた。今回の調査においては、技能実習生は16名、それ以外の在留資格保持者が58名、不明が2名であった。

なお、前述の通り、在留資格で最も多かったのは「定住」(24名)である。しかしながら、その中に明らかに他の在留資格を持つはずの回答者が見られたため、「定住」の在留資格保持者数は不正確と言わざるを得ない。従って、今回は、「定住」を対象からはずし、その次に多い技能実習生とその他に分けて分析することにした。この自分の在留資格が曖昧であるということは、在留資格についての知識が不十分であることが一因と考えられる。今後さらに在留資格制度が複雑化することも考えられるため、制度の周知やより明快な説明が求められる。

ニーズに関しては年金制度、労働法、子育て制度に、知識量に関しては政治制度、福祉制度、年金制度、労働法に有意差が見られた。それぞれの結果を第7表と第8表に示す。

第7表 資格別のニーズの異なり

項目	7 年金制度*	8 労働法**	10 子育て制度**
技能実習生	3.8	4.0	3.19
その他の資格	3.33	3.47	3.69

第8表 資格別知識量の異なり

3 政治制度*	6 福祉制度*	7 年金制度**	8 労働法**
2.44	2.56	2.93	2.94
1.95	2.09	2.03	2.17

* 5%水準で有意差、** 1%水準で有意差

これによると、労働法の平均値の差は、ニーズ、知識量の両方において1%水準で有意であることが分かる。技能実習生は、他の在留資格保持者と比べて、労働法についてニーズも高く、情報量も多い。このような結果が出た要因の一つに、技能実習においては不安定な雇用環境での労働という側面が強いことが考えられる。中でも特筆すべきは、技能実習生の全員が労働法のニーズについて最大値の4で回答していたことである。知識量も比較的多く、技能実習生の関心の高さがうかがえるが、そのニーズを真に満たすだけの情報量が得られているかどうかは、今回の結果からだけでは分からなかった。

また、年金制度の平均値についても、ニーズと知識量の両方で、1%あるいは5%の有意差が見られた。技能実習生のように在留期間が限られている外国人も、日本の年金などの社会制度を支えている。日本で実質的に労働している技能実習生は、保険料等も納めていることもあり、自分が日本に納める保険料や税金がどうなるのか、そして特に脱退一時金の支払いや協定がある場合の自国の年金制度への合算・算入などに特に強い関心を持っていると推測できる。

さらに、子育て制度のニーズの平均値の差に1%水準の有意差が見られ、技能実習生の子育て制度についてのニーズが比較的低いことが分かった。技能実習生は家族帯同が認められていないため、これは当然の結果と言える。

4.4. 子どもの有無

本項では、子どもの有無によって分析した結果を示す。子どもがいる人は32名、子どもがいない人は43名、不明が1名であった。

項目ごとの異なりを見たところ、ニーズでは労働法と近所付き合いについて、知識量では労働法と子育て制度について有意差が見られた。以下、その結果を第9表と第10表に示す。

第9表 子どもの有無によるニーズの異なり

項目	8 労働法**	13 近所付き合い*
子どもがいる	3.34	3.41
子どもがいない	3.76	3.05

第10表 子どもの有無による知識量の異なり

8 労働法*	10 子育て制度**
2.06	2.81
2.56	2.26

* 5%水準で有意差、** 1%水準で有意差

ここで注目したいのは、ニーズの異なりについて、5%水準で有意差があった近所付き合いである。子どもがいる人の方が、いない人より近所付き合いのニーズが高い。近所付き合いは、知識量の質問項目には入れてないが、日本人との交流の有無に関する Q. 15 によって、子どもがいる人といない人との比較検討が可能である。Q. 15 の「日本人との交流がありますか」という問いに対して、子どもがいる人 (32 名) の内、「1. ある」と答えた人が 26 名 (81.3%)、「2. 少しある」が 5 名 (15.6%)、「3. あまりない」が 1 名 (3.1%)、「4. ない」が 0 名であった。一方、子どもがいない人 (43 名) の場合は、「1. ある」が 21 名 (子どもがいない人の 45.7%)、「2. 少しある」が 18 名 (同 41.9%)、「3. あまりない」が 2 名 (同 4.7%)、「4. ない」が 2 名 (4.7%) であった。ここから、明らかに子どもがいる人の方が日本人との交流が多いことが分かる。

以上により、子どもがいる外国人住民は、子育てなどで近所の人の助けを必要としており、日本人との交流を重視し、積極的に日本人とのつながりを創ろうとしている可能性が考えられる。本研究が目指す、日本の社会や制度に関する教育プログラムに加えて、教室の外において地域や近所の日本人と交流する機会を提供することも重要であると言える。

また、子どもの有無による比較においても、労働法に関して、ニーズと知識量の両者において 1%あるいは 5%水準で有意差が見られた。ただし、今回の調査では、子どもがいない 43 名のうち 16 名が技能実習生であった。技能実習生が大部分を占めている訳ではないが、この結果は、労働法についてのニーズが極めて高く知識量も多い技能実習生の影響があることは確かであると考えられる。

子育て制度については、ニーズと知識量の両者に有意差が出て不思議ではないが、今回の調査では、知識量にのみ 1%水準で有意差が出た。子どもがいない 43 名のうち 19 名には配偶者と想定される家族がいる。現在は子どもがいないが、将来子どもを持つ可能性がある人は、当然前もって子育て制度について知っておきたいと考えるはずである。実際に、子育て制度のニーズに関して、家族の有無によって t 検定を用いて検証してみると、家族がいる人 (51 名) の平均値が 3.73、いない人 (24 名) の平均値が 3.25、 $t=2.75$ 、 $p=0.0076$ であり、1%水準で有意差があることが分かった。このことから、子育て制度について知りたいと思っているのは、子どもがいる人だけに限らないということが言える。

多様化している在住外国人のニーズを把握するためには、このような詳細なニーズ分析が必要になる。

4.5. まとめ

本章では、滞在年数別、在留資格別、子どもの有無によって、ニーズと知識量に関して異なりがあるかを分析した。滞在年数別で見た結果、滞在年数が長くても、ニーズが自然に満たさ

れるわけではないということが明らかになった。また、在留資格別や子どもの有無で、ニーズ、知識量の平均値の差を比較した結果、当然ながら外国人住民の属性によって、ニーズが高い項目、あるいは情報量を多く持つ項目が異なることが分かった。日本での定住・定着を目指す外国人市民が、生活のために必要とする情報を効率的に得られる制度が必要であろう。外国人市民全体に共通するニーズも多々あるが、今回見たように、それぞれが置かれた環境によって、個別的なニーズも持つ。プログラムの開発に当たっては、可能な限り、そのようなニーズに応じられることが理想である。

5. おわりに

今回の調査にあつては日本語教室の日本語学習者という、いわば学習意欲と学習機会を有した者への調査であつたにもかかわらず、日本の社会や制度についてのニーズ・知識ともに、滞在年数3年未満と3年以上において有意差がなかった。これは、滞在年数が長くても、あるいは一定以上の学習意欲・学習機会をたとえ有してはいても、決してニーズが自動的に満たされるわけではないということを示している。したがって、定住・定着を目指す外国人市民には、明白な目的とカリキュラムを備えた何らかのしかけによって日本の社会や制度についての知識を増やしてもらう取り組み、たとえば定住促進プログラムのようなものが必要である。

また、当然ではあるが、在留資格や家族・子どもの有無によって、ニーズが高い項目、あるいは情報量を多く持つ項目が異なることが分かった。したがって、目標集団別に必要とする情報が効率的に得られる教材が求められる。外国人市民全体に共通するニーズも多々あるが、今回見たように、それぞれが置かれた環境によって、個別的なニーズもある。プログラムの開発に当たっては、モジュール制を採用して、たとえば全員が学ぶべきコア・モジュールとある程度ニーズによって取捨選択できる選択モジュールを組み合わせるように工夫するなど、可能な限り、そのようなニーズに応じることが重要である。

今回は散在型の地方都市周辺の日本語教室の日本語学習者という一面偏った母集団による分析であつたので、今後は都市部や集住地域の多様な定住・定着を目指す外国人市民へのアンケート調査を行う一方で、ニーズの細かい中身を確認するため、典型的なケースについては質的な調査をも並行して行っていきたい。また、今回のアンケート調査にあつては、すでに得ている知識に関する回答はあくまでも回答者の自己評価に拠っているので、本当に必要な、あるいは正確な知識が得られているかは問うていない。したがって、その点においても丁寧な質的調査が必要である。

注

- 1) 「出入国管理及び難民認定法」別表第一 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/Elaws/Search/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326CO0000000319)
- 2) 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」(平成三十一年法務省令第六号)
- 3) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について (2018年12月25日閣議決定) <http://www.moj.go.jp/content/001278434.pdf>
- 4) 国立国語研究所による「生活のための日本語教育」に関する調査研究 <https://www.ninjal.ac.jp/archives/nihongo-syllabus/research/> (2019年12月15日アクセス)
- 5) 技能実習生の来日前・来日後の日本語研修や日本における生活案内の研修が、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」(2016年、法務省・厚生労働省令第3号: <https://www.mhlw.go.jp/content/000328210.pdf>) に定められているのにもかかわらず、不十分な状態にとどまっているのと同様であろう。
- 6) 「統合コース規定 (2017年改正)」11条、12条、13条 (Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler)。 <https://www.gesetze-im-internet.de/intv/IntV.pdf>
- 7) 「滞在法」(Aufenthaltsgesetz) 44a条。 https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/BJNR195010004.html
なお、「滞在法」は「移民法」(Zuwanderungsgesetz) の構成パッケージの一つである (第1条)。
- 8) 外国人集住都市会議のWebサイトにアップされている報告書に、多くの調査結果を見ることができる。 <https://www.shujutoshi.jp/siryo/index.htm> (2019年12月15日アクセス)
- 9) 本アンケート調査は、金沢大学人間社会研究域倫理委員会の承認を得ている (承認番号2018-33)。
- 10) 項目の選択に際しては、日本の事情を勘案しつつ、ドイツのオリエンテーションコースの教科書で取り扱う項目を参考にした。Ulrike Gaidosch, Christine Müller: Zur Orientierung. Basiswissen Deutschland. Ismaning (Hueber Verlag) 7. Auflage 2017. なお、出入国在留管理庁監修の『生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ』が2019年10月に刊行されたが、制度面での解説が中心となっている。

謝辞

本稿は、平成30年度科学研究費助成金基盤研究(C)「研究外国人市民のための日本社会適応・定着プログラム」の開発・試行(研究代表者:志村 恵、研究分担者:深澤 のぞみ、課題番号:18K00712)の助成を受けている。

追記

本論は日本言語政策学会第21回研究大会(2019年6月8日、9日に関西学院大学で開催)で発表したものを大幅に修正・加筆したものである。

文献

近藤潤三(2007)『移民国としてのドイツ 社会統合と並行社会のゆくえ』木鐸社

A needs survey to develop “social adaptation/ settlement program for International labor migrants in Japan”

SHIMURA Megumi, FUKASAWA Nozomi, ABE Asahiro

Keywords: Acceptance of International Labor Migrants, Social Adaptation Program, Japanese Affairs,
Revision of the Immigration Law, Japanese Class

Abstract

While it is expected that the number of International labor migrants will increase due to the revision of the immigration law, there is not enough discussion on how these migrants adapt to the Japanese society. We are developing a Japanese version of the “social adaptation/settlement program” modelled on Germany’s Orientation Course (Orientierungskurs). As a part of the preparation, we conducted a survey into the needs of these migrants with respect to the Japanese society and institutions. The respondents are migrants who were taking a Japanese language class offered by an international exchange body. A total of 76 respondents were recruited. The analysis shows that there is no significant difference between those who have lived in Japan for less than three years and those who have for more than three years, with regards to their needs and knowledge. This indicates that the length of stay does not automatically address their needs and an appropriate curriculum is needed for the same. It was also found that needs and the amount of information vary based on the immigration status and whether their family and children are with them or not. While developing the program, it is necessary to offer a flexible combination of core and optional modules. In addition, as the survey draws its results from self-evaluation, it is not clear whether the necessary and correct information has been acquired. With this as an important consideration, we would like to carry out a qualitative survey in future.

(志村 恵：金沢大学人間社会学域国際学類 深澤 のぞみ：金沢大学人間社会学域国際学類
阿部 愛沙大：金沢大学大学院人間社会環境研究科博士前期課程)